

退職手当金支給規定

第 1 条 (受給資格)

従業員が引続き 3 年以上、忠実に勤務し次の各項の一に該当するときは、別表に定める基準により退職金を支給する。

- 1) 死亡による退職
- 2) 業務に起因する負傷、疾病による退職
- 3) 会社の都合による退職
- 4) 自己の都合による退職
- 5) 定年に達したとき
- 6) その他やむを得ない事情による退職

第 2 条 (算出方法)

退職手当金は退職時の基本給日額に、別表による率を乗じて算出し、100円未満は100円に切り上げる。

但し、日給月給者の基本給日額は月基本給に25を除いた額とする。

第 3 条 (勤続年数の算定)

この規定における勤続年数は、入社の日から退職の日に至る年数とする。

但し、試用期間満了後引き続き従業員となった者は試用期間も算入する。

第 4 条 (休職中等の取扱)

業務外の傷病により、6ヶ月以上連続して欠勤がある場合は、勤続年数に算入しない。

但し、会社の都合によるとき又は公務による休職はこの限りではない。

第 5 条 (勤続年数の端数処理)

勤続年数の1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げ、1年末満の月は別表におけるその年次勤続年数と次年度勤続年数の支給率の差を月割して支給日数を算出する。

第 6 条 (功労者の特別配慮)

在職中特に功労のあった者、15年以上勤務した者には考課の上、支給率の倍額を限度として増額して支給することがある。

第 7 条 (非支給)

下記各号の一に該当する時は退職手当金は支給しない。

- 1) 懲戒解雇による退職のとき
- 2) 懲戒解雇に該当する行為が退職金支給前に発見されたとき
- 3) 会社の意に反して強いて退職したとき

第 8 条 (自己都合による退職者の支給率)

第2条(算出方法)により算出した金額に次の率を乗じた金額に減額する。

- 1) 勤続3年以上5年末満の者……………5割
- 2) 勤続5年以上10年末満の者……………6割
- 3) 勤続10年以上15年末満の者……………7割
- 4) 勤続15年以上……………10割

第 9 条 (死亡退職者の退職手当金)

死亡した者に対する退職手当金は直系卑属から三親等で会社が正当と認めた遺族に支給する。

第 10 条 (支給方法)

退職手当金は退職した日から本人又は遺族の請求により 2 週間以内に支払う。
但し、本人若しくは遺族の同意を得て分割して支払うことがある。

第 11 条 (退職の届出)

従業員が退職する場合は1ヶ月以前にすべて文書でもって届出なければならない。
但し、死亡による退職の場合を除く。

第 12 条 (支給率)

別表の支給率は給与規定の改訂のあった場合又は会社の業績により修正することがある。

附 則

- 第 1 条 本規定は平成 1 1 年 3 月 1 日より制定・施行する。
第 2 条 本規定は平成 1 2 年 4 月 1 日より改定・施行する。

別 表

勤続年数	支給率
3年以上	15日
4年以上	20日
5年以上	25日
6年以上	30日
7年以上	35日
8年以上	40日
9年以上	45日
10年以上	50日
11年以上	57.5日
12年以上	65日
13年以上	72.5日
14年以上	80日
15年以上	87.5日
16年以上	95日
17年以上	102.5日
18年以上	110日
19年以上	117.5日
20年以上	125日
20年以上1年増すごとに10日増加する	